

意見書案第1号

G I G Aスクール構想に係る国庫補助の充実等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年3月16日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者 川崎市議会議員 橋本 勝

” 山田晴彦

” 岩隈千尋

G I G Aスクール構想に係る国庫補助の充実等を求める意見書

昨年12月、国は、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するG I G Aスクール構想を目指すとともに、事業を実施する地方公共団体に対して、継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする閣議決定を行った。

S o c i e t y 5. 0時代において、学校I C T環境を整備し、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む学びに寄与する本構想の重要性は認められるが、国の補助金交付要綱に鑑みると、多数の児童生徒及び学校施設を抱える本市においては、校内通信ネットワークや児童生徒1人1台端末等の整備により財政に大きな影響を与えかねない。

よって、国におかれては、子どもたちにより良い教育環境を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 校内通信ネットワークの整備について、実際に要する経費を十分に踏まえた国庫補助金の確保、単年度とする補助事業期間の延長や申請手続の簡略化を行うこと。
また、短期間での整備に要する委託等の手法や校外通信ネットワーク整備の費用等についても、事業実施に必要不可欠な経費であるため、国庫補助の対象とすること。
- 2 児童生徒1人1台端末の整備について、端末の初期設定、ソフトウェア、周辺機器や指導者用端末の購入、保守管理等の費用についても、事業実施に必要不可欠な経費であるため、国庫補助の対象とすること。
- 3 I C T支援員の増員等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- 4 費用の低廉化やネットワーク整備の早期完了に向けて、I C T関連事業者や電気通信事業者等と調整すること。
- 5 G I G Aスクール構想は、特に義務教育段階において新たに全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
情報通信技術（I T）政策担当大臣

宛て